

事業所承認規則

事業所承認規則

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 規則 第 33 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 2 月 22 日 理事会 承認

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

6 章 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所

6.2 品質システム

6.2.3 事業所が参照すべき文書

-1.を次のように改める。

-1. 消防設備の検査及び整備を行う事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(15)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) サービスを行うために製造者から提供される情報、マニュアル、指示書、訓練手引書のうち適当なもの
- (2) 消火装置の保守及び整備中の適切な状態を示した型式承認書
- (3) *MSC.1/Circ.1318* (改正を含む。)
- (4) *SOLAS* 条約 (改正を含む。)
- (5) 火災安全設備コード (改正を含む。)
- (6) *ISO 6406* (改正を含む。)
- (7) 装置の製造者の承認又は認可資料に規定される文書
- (8) *MSC.1/Circ.670* (改正を含む。)
- (9) *MSC.1/Circ.798* (改正を含む。)
- (10) *MSC.1/Circ.799* (改正を含む。)
- (11) *MSC.1/Circ.1312* (*MSC.1/Circ.1312/Corr.1* 及びその後の改正を含む。)
- (12) *MSC.1/Circ.1432* (*MSC.1/Circ.1516* 及びその後の改正を含む。)
- (13) *A.951(23)* (改正を含む。)
- (14) *MSC.1/Circ.1370* (改正を含む。)
- (15) 事業所が検査及び整備を行う消防設備に関する *IMO* が策定した指針

6.3 技術者及び監督者

6.3.1 を次のように改める。

6.3.1 教育・訓練

技術者及びその監督者は、次の事項に関し、十分な知識を有する者でなければならない。

- (1) 消防設備及び呼吸具の構造及び整備全般
- (2) 検査及び整備に使用する装置の操作方法
- (3) SOLAS 条約（改正を含む。）及び *MSC.1/Circ.1432* (*MSC.1/Circ.1516* 及びその後の改正を含む。)
- (4) 各国政府の特別要件
- (5) 検査及び整備に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2016 年 6 月 30 日から施行する。

1 編 総則

2 章 審査

2.3 承認審査

承認審査では、本会は、次に規定する書類調査及び現地調査の結果に基づき、事業所の審査を行う。

-1. 書類調査

- (2) 本規則による承認を受けることを希望するサービスの提供事業所は、書類調査のため、次に掲げる資料を本会に提出し、その品質システム等が本規則に適合していることを確認されなければならない。

((a)から(c)は省略)

(d)を次のように改める。

- (d) 製造者の承認が必要となるサービスの提供事業所にあつては、承認を受けようとする特定の製造法及び装置の型式に対するサービスが承認されていることを示す文書。~~当該承認期間の満了日は当該事業所の証書の更新時期が考慮されなければならない。~~

((e)から(n)は省略)

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 用語

- 1. 「内部品質監査」とは、確立された品質システムが効果的に、かつ、計画通りに実施されていることを確認するため、及び、その目的達成のための適切性を判定するために事業者が行う体系的かつ独立的な調査をいう。
- 2. 「本会規則」とは、鋼船規則等の本会技術規則をいう。
- 3. 「製造者」とは、定期的にサービス及び保守を受ける装置等を製造する会社をいう。
- 4. 「サービスの提供事業所」又は「事業所」とは、IACS に加盟する船級協会に雇用されていない人員又は会社であって、製造者、造船所、船主又は他のクライアントからの申込みに基づき、検査業務に従事し、船舶又は海底資源掘削船を対象とした計測、試験又は安全設備の保守等のサービスを提供するもの及び当該業種をいう。ここでいう、サービスとは、当該サービスの結果が、船級要件又は整備を含む法定条約要件への適合を判断するために使用されるものをいう。
- 5. 「代理業者」とは、製造者又は承認されたもしくはは適当と認められたサービスの提供者事業所の代理となる人員又は会社をいう。
- 6. 「子会社」とは、製造者又は承認されたもしくはは適当と認められたサービスの提供者事業所により部分的又は完全に保有される会社をいう。
- 7. 「外注業者」とは、債務の引き受けを規定した正式な契約により、製造者又は承認されたもしくはは適当と認められたサービスの提供者事業所に、サービスを提供する人員又は会社をいう。

1.2 品質システム

1.2.5 外注管理

-5.を次のように改める。

- 5. ~~作業業者又は~~装置以外のものを提供する外注業者についても、1 編及び本章の関連規定に適合しなければならない。

1.4 検査試験設備等

1.4.1 を次のように改める。

1.4.1 装置及び設備

-1. 事業所は、提供するサービスについて、要求される品質を確保するために、必要な装置及び設備を所持しなければならない。

-2. 事業所は、データの収集、処理、記録、文書化、蓄積、評価及び監視のためにコンピュータを使用する場合、そのソフトウェアが使用用途に応じた性能を有していることを文書化及び確認しなければならない。事業所は、当該ソフトウェアを初めて使用する前にその性能を確認するとともに、必要に応じて再確認しなければならない。なお、市販のソフトウェア（例えば、文書作成、データベース及び統計用プログラム）を設計された用途の範囲内で使用する場合には、十分有効なものとみなし、追加の確認を行う必要はない。

1.4.2 を次のように改める。

1.4.2 記録

-1. 事業所は、サービスを提供するために使用する装置に関する記録を保管し、利用可能としなければならない。

-2. 前-1.に規定する記録には、保守に関する情報及び並びに校正及び確認の結果に関する情報を含めなければならない。

1.5 確認及び報告

1.5.1 を次のように改める。

1.5.1 確認

-1. 事業所は、承認された作業手順書に従ってサービスが提供されることを確認しなければならない。

-2. サービスを提供するために使用する装置が要件に適合していないことが判明した場合、本会はそれ以前の計測結果の有効性を評価及び記録し、当該装置に対する適切な措置を講じることを要求することがある。

4 章 無線検査事業所

4.1 一般

4.1.1 を次のように改める。

4.1.1 適用

本章の規定は、次の(1)及び(2)の事業所に適用する。

- (1) 移動式海洋構造物又は船舶の船上の無線設備について、*SOLAS* 条約に適合するために実施する~~点検検査~~、試験及び／又は計測（無線設備規則 2 章により要求される検査によるものを除く。）を行うサービスの提供事業所
- (2) 船舶自動識別装置（AIS）の~~点検検査~~、性能試験及び保守を行うサービスの提供事業所。当該サービスの提供事業所は、船舶自動識別装置の製造者のサービス代理業者等の当該装置を熟知した事業所とする。

4.2 品質システム

4.2.1 を次のように改める。

4.2.1 作業手順書及び指示書

事業所は、指示書及び 1.2.4 に規定する作業手順書に、少なくとも次に掲げる事項を記載し、文書として所持していなければならない。また、作業手順書及び指示書は、常に利用できるように保持していなければならない。

- (1) 無線設備の~~検査、点検、試験、検査~~及び／又は計測の準備
- (2) 無線設備の~~検査、点検、試験、検査~~及び／又は計測の実施
- (3) 無線設備の~~検査、点検、試験、検査~~及び／又は計測の結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証

4.3 無線技術者及び監督者

4.3.1 資格等

-1.を次のように改める。

-1. 事業所は、国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認した GMDSS 設備サービスステーション又は航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う事業場であり、かつ、電波法第 24 条の 2 に基づき総務大臣の登録を受けた事業者（検査等事業者）でなければならない。ただし、当該サービスステーション、事業場又は事業者となることが困難な場合にあっては、この限りではない。

5 章 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験事業所

5.3 技術者及び監督者

5.3.1 資格等

-1.を次のように改める。

-1. 事業所は、国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認した航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場でなければならない。ただし、当該事業場となることが困難な場合にあつては、この限りではない。

6 章 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所

6.4 装置

6.4.1 装置

-3. 検査及び整備に使用する装置として、事業者は次に掲げる装置を所有しなければならない。

(1)を次のように改める。

(1) 一般

- (a) 消火器内部を~~点検~~検査するための反射鏡及び照明
- ((b)から(1)は省略)

(5)を次のように改める。

(5) 火災探知警報装置

- ((a)は省略)
- (b) テスタ等の電気機器の~~点検~~検査に必要な器具

7 章 救命設備の整備事業所

7.3 技術者及び監督者

7.3.1 を次のように改める。

7.3.1 資格等

-1. 膨脹式救命胴衣及び膨脹型救助艇以外の救命設備の整備を行う事業所は、船舶安全法第 6 条の 3 に基づき国土交通大臣の認定を受けた事業場（整備認定事業場）又は国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認したサービス・ステーションでなければならない。ただし、当該事業場又はサービス・ステーションとなることが困難な場合にあっては、この限りではない。

-2. 事業所は、承認を受ける対象となる救命設備の特定の型式及び種類に関し、整備を行うことについて当該装置設備の製造者から認可又はライセンスを受けていることを示す証明文書を提示しなければならない。

10 章 救命艇，進水装置，負荷離脱装置及び自動離脱フックの整備事業所

10.3 技術者及び監督者

10.3.1 資格等

-1.を次のように改める。

-1. 資格

- (1) ~~事業所は、船舶安全法第6条の3に基づき国土交通大臣の認定を受けた事業場（整備認定事業場）でなければならない。~~
- (2) 事業所は、サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに、その操作について装置の製造者から認可を得るために、訓練を受け、資格を得なければならない。当該訓練及び資格については、少なくとも次の-2.から-5.による。

-3. 人員の教育及び訓練

(2)を次のように改める。

- (2) 人材の教育及び訓練には、認定を受ける人員が実際に使用する装置（救命艇，進水装置，負荷離脱装置及び自動離脱フック）を使用した実際の点検検査及び整備に関する実用的かつ技術的な訓練を含める必要がある。技術訓練には，開放，再組み立て，正しい操作及び装置の調整に関する技術を習得するための訓練を含める必要がある。座学訓練には，認定を受けている経験豊富な熟練者の監督の下，認定を受ける操作に関する実地経験をj得るための補習を含める必要がある。

附 則（改正その2）

1. この規則は，2016年7月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては，当該承認の有効期限の満了日又は2019年6月30日のいずれか早い日までは，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

1 編 総則

3 章 承認

3.1 承認証書の発行及び公表

3.1.1 製品の製造事業所

-1.を次のように改める。

-1. 本会は、承認審査又は更新審査の結果、事業所の品質システム等がこの規則に適合していると認めた場合には、事業所を承認し、承認番号，承認年月日，有効期間，承認要目，承認条件等を記載した承認証書を事業者に発行する。

2 編 製品の製造事業所に対する承認の要件

4 章 量産製品の製造事業所に対する追加要件

4.2 ディーゼル機関

4.2.1 一般

-1.(1)を次のように改める。

-1. 適用

(1) 本 4.2 の規定は、原則として同一事業所において製造される~~シリンダ径が 320 mm 以下の~~ディーゼル機関に適用する。

4.2.2 承認審査

-2.を次のように改める。

-2. 承認試験

(1) 生産ラインから選んだ試験機関 1 台に対し，鋼船規則 D 編 2.6.1-2.に定める運転試験を実施する。

~~(1) 運転試験及び開放検査~~

~~運転試験及び開放検査は、次の(a)から(e)に示す試験条件により行う。この場合、4.2.1 3.に該当する減速装置及びたわみ継手は、機関に組み込みの上運転を行うことを標準とする。~~

~~(a) 試験機関の選択~~

~~試験機関は生産ラインから1台を選ぶ。~~

~~(b) 試験プログラム~~

~~試験のプログラムは原則として次による。~~

~~連続最大出力 80 時間~~

~~110 % 過負荷出力試験 8 時間~~

~~1/4, 2/4, 3/4, 9/10 分力試験 10 時間~~

~~継続負荷試験 2 時間~~

~~始動試験~~

~~逆転試験（自己逆転機関の場合）~~

~~過速度防止装置の効力試験~~

~~潤滑油圧力低下警報及び自動停止装置の効力試験~~

~~過給機カットオフ試験~~

~~最低回転数測定試験（主機の場合）~~

~~アイドル回転数試験（補機の場合）~~

~~上記の諸試験は、サイクルを構成するように組合せてそれぞれに示す時間行う。~~

~~過負荷出力試験は次による。~~

~~連続最大出力の110%出力及び100%rpm~~

~~連続最大出力の100%出力及び103%rpm~~

~~(c) 試験時の状態の記録~~

~~試験時には、次の値を記録する。~~

~~周囲温度~~

~~気圧~~

~~湿度~~

~~冷却水温度~~

~~燃料油及び潤滑油の特性~~

~~(d) 計測及び記録~~

~~計測に際しては、次の値を記録する。~~

~~機関回転数~~

~~軸馬力~~

~~トルク~~

~~シリンダ内最大圧力~~

~~図示平均有効圧力（得られると）~~

~~排気ガスの濃度~~

~~潤滑油圧力及び温度~~

~~排気マニホールド内排ガス温度~~

~~冷却水圧力及び温度（可能なものは各シリンダごとに）~~

~~過給機付機関に対しては、次を加える。~~

~~過給機の回転数~~

~~過給空気冷却器前後の空気温度及び圧力
過給機前後の排ガス温度及び圧力
過給空気冷却器用冷却水入口温度~~

~~(e) 試験後の調査~~

~~試験後主要部について開放検査を行う。~~

~~(備考)~~

- ~~1. 相異なる目的で承認され、異なる特性をもつ機関については、試験プログラムは、最も厳しい条件を考慮して機関の性能の全範囲にわたるよう修正する。~~
- ~~2. 連続最大出力とは、製造者が申し出た出力で、本会が同意した値であり、申し出の回転数及び周囲条件の下で、製造者のいう普通の保守間隔を採用する場合に連続して出し得る最大出力をいう。~~

(2) 追加試験

前(1)にかかわらず、~~ねじり振動計測試験等必要と認められる試験を、また、減速装置、たわみ継手及び排気タービン過給機に対しては特別な~~本会が必要と認めた場合、追加の試験を行う要求することがある。

4.6 排気タービン過給機

4.6.2 を次のように改める。

4.6.2 承認審査

承認試験

- (1) 承認試験は、生産ラインから選ばれた標準的な過給機に対して行うものとする。
- (2) 承認試験では、~~一般に次による鋼船規則 D 編 2.6.1-4.に定める動的釣合試験及び同 5.に定める過速度試験を実施する。~~
 - ~~(a) 最高許容回転数において最高許容温度のもとで1時間の温態運転試験~~
 - ~~(b) 過速度試験~~
 - ~~(c) 性能試験~~
 - ~~(d) 開放検査（運転試験後に行う）~~
- ~~(3) 過給機を内燃機関に装備して、機関と共に試験を行う設備を有する事業所にあつては、(2)(a)に規定する温態運転試験は、過給機を内燃機関に装備した状態で、機関の連続最大出力の10%過負荷の条件下で1時間継続して行う運転試験に代えることができる。~~

4.6.3 を削る。

~~4.6.3 承認後の取扱い~~

~~個々の製品の試験~~

- ~~(1) ガス入口ケーシング及び出口ケーシングの冷却側は、0.4 MPa 又は冷却水最高使用圧力のうちいずれか大なる方の圧力で水圧試験を行う。~~

~~(備考)~~

~~原則として圧力試験は上記により行うものとするが、設計あるいは試験方法に関連して、上記により難しい場合には、本会の適当と認めるところによる。~~

- ~~(2) ロータ軸、羽根の植込まれた翼車等の回転部品又はこれらの組立完成品については、品質管理のための承認された方法に従って、それぞれ動的釣合試験を行う。~~
- ~~(3) インペラ及びインデューサは、室温において最高許容回転数の 120 % の回転数、又は、作動温度において最高使用回転数の 110 % の回転数で 3 分間、過速度試験を行う。~~
- ~~(4) インペラ及びインデューサが鍛造製のもので、かつ、承認された非破壊試験方法によって品質管理が行われているものについては、過速度試験を省略することができる。~~
- ~~(5) 運転試験~~
- ~~(a) 最高使用回転数において 20 分間、運転試験を行う。ただし、試運転実績等を考慮して、本会は適当と認める運転時間までこれを軽減することができる。~~
- ~~(b) 良好な品質管理及び十分な運転試験の実績に基づき本会が適当と認める場合は、前(a)の試験は抜取りによる試験として差し支えない。~~
- ~~(c) 過給機を内燃機関に装備して、機関と共に試験を行う設備を有する製造事業所にあつては、過給機を内燃機関に装備した状態で、機関の連続最大出力の 10 % 過負荷の条件下で 20 分間継続して行う運転試験に代えることができる。~~

附 則（改正その 3）

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、製造者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。